

船舶事故調査報告書

令和3年8月18日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和3年1月21日 07時20分ごろ
発生場所	長崎県長崎市三重式見港北西方沖 能瀬灯標から真方位308° 2.6海里（M）付近 （概位 北緯32° 49.8′ 東経129° 41.4′）
事故の概要	漁船松栄丸は、漂泊して揚縄作業中、また、漁船第三元勇丸は、北西進中、両船が衝突した。 松栄丸は、船長が負傷し、右舷船首部錨台の破損等を生じ、また、第三元勇丸は、左舷船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和3年2月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 松栄丸、6.4トン KM2-3839（漁船登録番号）、個人所有 10.50m（Lr）×2.93m×1.18m、FRP ディーゼル機関、391.00kW、平成元年8月5日 第293-22554号（船舶検査済票の番号） B 漁船 第三元勇丸、5.7トン NS2-10605（漁船登録番号）、個人所有 11.98m（Lr）×2.78m×0.91m、FRP ディーゼル機関、279.49kW、昭和63年11月6日 第292-30772号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年5月25日 免許証交付日 平成29年11月8日 （令和5年2月11日まで有効） B 船長B 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成18年10月20日 免許証交付日 平成31年2月6日 （令和6年2月6日まで有効）

死傷者等	A 軽傷 1 人（船長 A） B なし
損傷	A 右舷船首部錨台に破損、揚縄機に曲損、船尾甲板オーニング支柱に曲損 B 左舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	<p>A 船は、船長 A が 1 人で乗り組み、たいはえ縄漁の目的で、令和 3 年 1 月 21 日 06 時 00 分ごろ三重式見港北西方沖の漁場に向けて同港を出港した。</p> <p>船長 A は、漁場に到着し、前日に長崎市小^こ城^{じょう}鼻西方沖から北西方に仕掛けていた、長さ約 10 km の幹縄に、約 2.5 km 間隔に浮き及び錨を、約 10 m 間隔に長さ約 3 m の枝縄をそれぞれ取り付けた漁具の南東端から揚縄作業を開始した。</p> <p>船長 A は、機関を中立運転として船首を北方に向け、前部甲板の右舷側でラインホーラを使用して最初の浮きを揚げた頃、右舷船尾方 600 m 付近に、A 船に向かって接近する B 船を認め、ふだん漁場では操業状況を聞く目的で接近する船舶が多かったので、B 船も同様に接近して来るものと思い、作業を続けた。</p> <p>船長 A は、3 本目の枝縄に魚が掛かっており、たもで魚を取り込んでいたとき、ふと船尾方を見たところ、B 船が右舷船尾方 300 m 付近に速力を落とさずに接近しており、危険を感じ、リモコン装置のクラッチダイヤルを前進に操作して A 船が僅かに前進し、船上構造物を両手でつかんだ直後、07 時 20 分ごろ、B 船が、A 船の右舷船尾部に衝突して右舷側を擦るよう通過した。</p> <p>船長 A は、衝撃を受け、右肩と腰を船上構造物に打ち付けて打撲を負った。</p> <p>船長 A は、B 船と共に三重式見港に帰港し、両船の損傷状況等を確認し、所属漁協に本事故の発生を連絡した後、定係地である熊本県上天草市柳港<small>あまくさ やなぎ</small>に戻り、海上保安部に本事故の発生を通報した。</p> <p>B 船は、船長 B が 1 人で乗り組み、いか一本釣り漁の目的で、07 時 00 分ごろ長崎市小^こ角^{かく}力^{りき}岩<small>（高さ 51 m）</small>の北方 500 m 付近の漁場に向けて三重式見港を出港した。</p> <p>船長 B は、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛けて手動操舵で操船に当たり、0.75 Mレンジでヘッドアップ表示させたレーダー及び GPS プロッターを作動させ、沖防波堤を通過した後、徐々に増速し、能瀬灯標の南西方 500 m 付近で小角力岩を船首目標とし、主に目視で見張りを行いながら約 17 ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で本船を北西進させた。</p> <p>船長 B は、長崎市仏^{ほとけ}鼻を右舷正横に見て通過する頃、B 船の左舷</p>

	<p>側を追い越す態勢で航行する小型船舶を見て早く漁場に着きたいと思い、船首方に他船を見掛けなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、約20knに増速して続航した。</p> <p>船長Bは、船首浮上による死角が生じた状態で、小角力岩を目視し、時々レーダーを見ながら同じ針路及び速力で航行していたところ、B船の左舷船首部とA船の右舷船尾部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、A船と共に三重式見港に帰港し、両船の損傷状況等を確認し、所属漁協に本事故の発生を連絡した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照)</p>
その他の事項	<p>B船は、約18kn以上の速力で航行すると、船長Bが操縦席に腰を掛けた状態で、正船首左舷約11°から右舷約7°までの範囲に船首浮上による死角が生じていた。</p> <p>船長Bは、ふだん、船首を左右に振ったり、天窓から顔を出して船首方の死角を補う見張りを行っていたが、本事故当時、前路に他船はいないと思い、船首方の死角を補う見張りを行っていなかった。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p> <p>A あり、B あり A なし、B あり A なし、B なし</p> <p>A船は、三重式見港北西方沖で揚縄作業を行いながら漂泊中、船長Aが、A船に接近するB船を認めた際、B船が操業状況を聞く目的で接近して来ると思い、漂泊を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、漁場では操業状況を聞く目的で接近する船舶が多かったことから、B船も同様にA船に接近して来ると考えたものと考えられる。</p> <p>B船は、三重式見港北西方沖を北西進中、船長Bが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、船首浮上により船首方に死角が生じた状態で航行を続けたことから、前路で漂泊中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、増速する際、船首方に他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないと思ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、三重式見港北西方沖において、A船が揚縄作業を行いながら漂泊中、B船が北西進中、船長Aが、A船に接近するB船を認めた際、B船が操業状況を聞く目的で接近して来ると思い、漂泊を続け、また、船長Bが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、船首浮上により船首方に死角が生じた状態で航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、航行中、船首浮上により船首方に死角が生じている場合、レーダーを活用するとともに、前路に航行の支障となる他船はいないと思わず、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行うこと。・ 船長は、操業中に自船に接近する他船を認めた場合は、他船が操業状況を聞く目的で接近して来ると思い込まず、十分に余裕のある時機に注意喚起を行い、早期に機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。
--	---

付図1 事故発生経過概略図



写真1 A船



写真2 B船

